

新中小企業診断士制度の施行に向けて

平成18年3月16日

中小企業庁

I. 中小企業診断士の位置付け(中小企業支援法)

- ・中小企業診断士は、中小企業に対し、その経営資源に関する適切な経営の診断及び経営に関する助言を行う。
(第11条)
- ・国は、中小企業の経営診断に関する必要な知識を有するか否かについて試験を行うとともに登録簿を備え、合格者等に関する登録を行う。(第11条、第12条)

II. 中小企業診断士制度の現状

○登録者数 17,745人(平成17年12月末)

- ・勤務先は、経営コンサルタント開業若しくは勤務者が27.6%、民間企業が31%、金融機関が17%。
- ・年齢は、40代～50代の中高年が半数を占める。

○国家試験1次試験受験者数 11,000人(平成17年)

- ・勤務先は、民間企業が54%。
- ・年齢は、30代が38%、20代、40代が各約22%。
20～40代で8割強を占める。

III. 平成18年度からの制度改革の主な内容(平成18年4月より施行)

(改正の視点) 中小企業診断士の総数の拡大と実務従事を重視し、質と信頼性の確保向上を図る。

1. 資格取得についての見直し

- | | | | |
|-----------------|-------------------|---|--------------------|
| (1) 国家試験(第1次試験) | ○ 全科目を一度に合格した場合のみ | ➡ | 科目合格(3年間)制度の導入 |
| (2) 養成課程 | ① 受講資格 なし | ➡ | 第1次試験合格者(演習と実習中心) |
| | ② 実施機関 中小機構のみ | ➡ | 民間研修機関等での実施も可(登録制) |

2. 資格更新についての見直し

- | | | | |
|----------------|---|---|-----------|
| (1) 更新要件(実務要件) | ① 実務対価の要件有り | ➡ | 実務対価の要件削除 |
| | ② 実務従事日数 9日以上/5年間 | ➡ | 30日以上/5年間 |
| | ③ 登録者の診断実務の活動に即した範囲に見直し(例えば、融資先中小企業に対する経営診断、マッチング支援等) | | |

(2) 更新登録の特例措置(申請により実務に従事することを休止できる措置)の創設

IV. 新制度の施行に向けた準備等

1. 新制度の実施に向けた作業

(1) 関連規則の整備

省令改正(平成17年8月)、通達改正(平成17年9月)

(2) 新養成課程の実施(中小企業基盤整備機構)

中小企業基盤整備機構において新養成課程のカリキュラム等を作成し、平成18年4月25日開講に向けて準備中。

(3) 登録養成課程の実施(民間研修機関)

民間研修機関が養成課程を実施する場合に満たすべき科目内容、時間数等の基本要件等について定める「登録基準」を中小企業庁において検討中。平成18年4月にも策定・公表を予定。

2. 新制度施行に向けた周知

(1) 既登録者への周知

① 登録者全員に制度改正の概要、よくあるQ&Aを送付。(平成17年9月)

② 中小企業診断協会各支部会議を活用して説明(平成17年10～11月) 等

(2) 受験予備軍への周知

① 全国信用金庫協会で説明会を開催(全国70～80金庫の担当者が参加)(平成18年1月)

② 受験予備校、資格関連書籍を刊行する雑誌社に対する説明会の開催(13社の担当者が参加)
(平成18年2月)

(3) 今後の取り組み

既登録者、受験予備軍への更なる周知に加え、ユーザーとなる中小企業に向けて、以下のPR活動等を実施する予定。

① リーフレットの作成・配布

② 政府公報の活用 等

※ この他、中小企業基盤整備機構、中小企業診断協会において周知活動を実施